様式第２号（第11条関係）（第３面）

（記載要領）

１．「報告年月日」欄は、本報告書を都道府県労働局長に提出する年月日を記載すること。

２．「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、報告を行う事業主の氏名又は名称、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事業所の電話番号を記載すること。

３．「１．報告対象期間」欄は、本報告書の報告の日の属する事業年度の直近の３事業年度について、初日及び末日の年月日を記載すること。

４．「２．常時雇用する労働者の数」欄は、報告の日時点の常時雇用する労働者数を記載すること。なお、常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含むものとすること。

５．「３．事業書一覧」欄のうち、事業所番号（公共職業安定所に求人を提出する際に交付されている番号）欄については、労働者を直接募集している場合で事業所番号がないときは空欄とすること。

６．「４．①新規学卒者等の定着状況」欄は、直近の３事業年度において採用した新規学卒者等（新規学卒者及び卒業者であって新規学卒者と同じ採用枠で採用したもの等、新規学卒者と同等の処遇を行う者をいい、通常の労働者として雇い入れた者に限る。）について記載すること。なお、（ハ）離職率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

７．「４．③その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）１人当たりの１月当たりの平均所定外労働時間又はその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）であって１週間当たりの労働時間が60時間以上であるものの数の割合について記載すること。なお、割合は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

８．「４．④ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下９．において同じ。）の有給休暇の年平均取得率（その雇用する労働者に対して与えられた日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合をいう。）又は年平均取得日数（その雇用する労働者１人当たりの取得した有給休暇の平均日数をいう。）について記載すること。なお、年平均取得率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

９．「４．⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況」欄は、直近の３事業年度における育児休業等の取得実績を記載すること。なお、男性は取得人数を、女性は取得率（その雇用する女性労働者であって直近の３事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって直近の３事業年度において育児休業をしたものの数の割合をいう。）を記載することに注意すること。

「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を養育する労働者を対象とした育児休業、同法第23条第２項の規定による３歳未満の子を養育する労働者を対象とした休業及び同法第24条第１項の規定による小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした休業をいうこと。なお、育児休業等取得率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

第二条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「小学校（」を「小学校（義務教育学校の前期課程及び」に改める。

第三条第一号中「法第二十五条」を「法第二十八条」に改める。

第五条第二号ニ中「キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助」を「キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティング」に改める。

第九条第四号チ中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第二十二条第一項中「第二十八条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第二十八条」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第三条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年労働厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五の十中「第十五条第七項及び第二十二条」を「第十八条第七項及び第二十五条」に改め、同表第四十五の十一中「第四条」を「第十一条」に改める。

第四条　社会保険労務士法施行規則の一部を次のように改正する。

別表第四十五の十中「第二十五条」を「第二十八条」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第五条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十条の三第二項、第百十八条の二第二項、第百二十五条第三項及び附則第十七条の三の表第二項の項中「第十二条」を「第十五条」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること。

第七百六十二条第二項中「並びに」を「、」に改め、「関する事務」の下に「並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務」を加える。

第七百六十二条の二中「関すること」の下に「及び青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること」を加える。

第七百八十六条第二項及び第三項中「並びに」を「、」に改め、「関する事務」の下に「並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務」を加える。

第七百八十八条の二第一号、第七百八十八条の六第二号及び第七百八十八条の七第一号中「無料職業紹介事業に関すること」の下に「、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること」を加える。

第七百九十三条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。